

小規模水道の衛生管理

小規模水道の衛生確保は、設置者の自己責任となりますので、常に清潔で安全な水の確保のため、自ら適正な管理に努めてください。

小規模水道とは

地下水または表流水を水源とし 100 人以下の居住者に対して居住に必要な水を供給する施設。ただし、専ら2戸以上の住宅に供給するもの。

設置者の衛生管理について

◆水の汚染を防止

- 小規模水道施設は常に清潔にし、水の汚染の防止を十分に行いましょう。
- 小規模水道施設には、みだりに人及び動物が立ち入って水が汚染されるのを防止するため、必要に応じて柵を設けたり、鍵を掛ける等、必要な措置を行いましょう。
- 原水の質により必要に応じ塩素消毒を行いましょう。

◆水質の確認

- 日頃飲んでいる水の色、濁り、臭いや味等に異常がなく、安全であるか確認しましょう。
- 定期的に水質検査を受けましょう。
- 小規模水道を新たに設置する場合は、給水開始前に水質基準に関する省令に定められた水質検査を行い、安全を確認してから飲用しましょう。

水質検査について

◆定期の水質検査

- 1年以内ごとに1回、定期の水質検査を受けましょう。また検査後は検査結果を市環境対策課へ届出てください。

※第6号様式(条例施行規則第7条関係) 小規模水道水質検査結果届

- 水質検査項目は、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度、残留塩素です。

◆臨時の水質検査

給水される水が水質基準に適合しない恐れがある場合や異常を認めた場合は、必要な水質検査を行い、安全を確認しましょう。この場合、市環境対策課へ結果の届出が必要です。

※第6号様式(条例施行規則第7条関係) 小規模水道水質検査結果届

検査機関について

水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた専門の検査機関(水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関(平塚保健福祉事務所秦野センター)又は厚生労働大臣の登録を受けた者)で行ってください。

神奈川県内に検査を行う事業所のある水質検査機関

令和2年6月現在

名称	一般財団法人 北里環境科学センター	株式会社 江東微生物研究所	オルガノ 株式会社	株式会社 ダイワ
連絡先	住所 相模原市 南区北里 1-15-1 TEL 042-778-9208	住所 相模原市 南区東林間 5-16-7 TEL 042-767-5581	住所 相模原市 南区西大沼 4-4-1 TEL 042-702-7820	住所 平塚市 東豊田 369 番地 TEL 0463-53-2222
名称	クリタ分析センター 株式会社	株式会社 総合環境分析	株式会社 日立建機ドライブ・ ソリューションズ	ヴェオリア・ジェネッツ 株式会社
連絡先	住所 厚木市 森の里若宮 7-1 TEL 046-206-1200	住所 横浜市 緑区鴨居 1-13-2 TEL 045-929-0033	住所 海老名市 上郷 1-26-29 TEL 046-232-1320	住所 横浜市 磯子区西町 14-11 TEL 045-752-2421

県外にも神奈川県内を水質検査の区域としている水質検査機関があります。

厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000615502.pdf>)

汚染事故が起きたとき

◆使用の停止

- 給水される水の色、濁り、臭い、味に異常を感じたり、水質検査の結果で水質基準に不適合な項目があった場合や有害物質が高濃度で検出された場合は、直ちに使用を停止してください。
- 小規模水道の利用者に汚染の状況を連絡し、使用停止を周知してください。

◆市への連絡

- 汚染等により給水を停止した場合はご連絡ください。
※第7号様式(条例施行規則第9条関係) 小規模水道施設給水緊急停止報告書
- 同じ小規模水道を利用している人や家族の中で、腹痛、下痢、嘔吐などの症状が複数名出た場合はご連絡ください。

◆小規模水道の復旧

- 汚染原因を調査するとともに、必要な改善措置を行ってください。
- 水質検査を行い、必ず安全を確認してから飲用してください。

確認申請内容に変更等があったとき

小規模水道布設時に、申請書に記載した事項に変更があったとき又は小規模水道を廃止したときは、市環境対策課へ届出が必要です。

※第5号様式(条例施行規則第6条関係) 小規模水道変更(廃止)届

水道給水区域で小規模水道を設置されている皆様へ

神奈川県内でも地下水の水質検査で基準に適合しない事例があります。煮沸しただけでは基準に適合せず、各種機能障害や発がん性の可能性が指摘されるなど健康に悪影響を及ぼす場合があります。

なるべく、水道の給水区域では安全性が確認されている水道水を飲用しましょう。

安全で新鮮な水道水を直結給水することで、設置者の義務である1年以内ごとに1回の定期水質検査の必要もなくなり維持管理が軽減されます。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン

小規模水道の窓口は

伊勢原市役所経済環境部環境対策課
神奈川県伊勢原市田中348
TEL0463-94-4737